

令和4年3月豊橋市議会定例会

○ 提出事件

予 算 案 1 3 件 (うち補正3件)

条 例 案 2 3 件

単 行 案 6 件 (うち人事案2件)

報 告 1 件

以 上 4 3 件

3月市議会定例会議案概要説明書

〔 条 例 案 〕

議案第17号 豊橋市の政策推進における部等の役割を定める条例の一部を改正する条例

(行政課)

組織機構改革の実施に伴い、政策の推進を担う部等の役割について変更するため、現行条例の一部を改正するもの

(令和4年4月1日から施行)

議案第18号 豊橋市個人情報保護条例の一部を改正する条例

(行政課)

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号。令和3年5月19日公布）により、条例で引用する行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律が廃止され、及び個人情報の保護に関する法律へ統合されることに伴い、規定の整備をするため、現行条例の一部を改正するもの

(令和4年4月1日から施行)

議案第19号

豊橋市職員定数条例の一部を改正する条例

(人事課)

職員定数の適正化を図るため、現行条例の一部を改正するもの

区 分	改正後	改正前	増減
市長の事務部局の職員	2, 996人	2, 953人	43人
水道事業及び下水道事業管理者の事務部局の職員	183人	182人	1人
教育委員会の事務部局等の職員	205人	212人	▲7人
消防の事務部局の職員	340人	338人	2人
職員定数	3, 771人	3, 732人	39人

(令和4年4月1日から施行)

議案第20号

豊橋市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

(人事課)

職員のサービスの宣誓に係る宣誓書への署名を廃止等するため、現行条例の一部を改正するもの

- 新たに職員となった者がサービスの宣誓の際に行う、任命権者等の面前における宣誓書への署名を廃止し、宣誓書を任命権者に提出するものとする。

(令和4年4月1日から施行)

議案第21号

豊橋市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(人事課)

非常勤職員等の育児休業等の適正化を図るため、現行条例の一部を改正するもの

- 1 非常勤職員に係る育児休業及び部分休業の取得要件の緩和
在職期間が1年以上必要とする取得要件を廃止する。
- 2 育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置等
 - (1) 妊娠、出産等を申し出た職員に対し育児休業制度等を周知し、育児休業の取得意向の確認のための措置をし、及び当該職員が不利益な取扱いを受けないようにすることを任命権者に義務付ける。
 - (2) 職員に対する育児休業に係る研修の実施並びに育児休業に関する相談体制及び勤務環境の整備をすることを任命権者に義務付ける。

(令和4年4月1日から施行)

議案第22号

豊橋市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

議案第23号

豊橋市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第24号

豊橋市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

議案第25号

豊橋市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第26号

豊橋市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(人事課)

- 1 期末手当の支給率の引き下げ
 - (1) 一般職の期末手当の支給率の引下げ

○ 令和4年度以降の期末手当・勤勉手当の支給率

区 分		現 行	改 定	増 減
6 月 期	期末手当	1.275 月 (0.725 月)	1.20 月 (0.675 月)	▲0.075 月 (▲0.05 月)
	勤勉手当	0.950 月 (0.450 月)	0.95 月 (0.450 月)	
12 月 期	期末手当	1.275 月 (0.725 月)	1.20 月 (0.675 月)	▲0.075 月 (▲0.05 月)
	勤勉手当	0.950 月 (0.450 月)	0.95 月 (0.450 月)	
年 間	期末手当	2.55 月 (1.45 月)	2.40 月 (1.35 月)	▲0.15 月 (▲0.1 月)
	勤 勉 手 当	1.90 月 (0.90 月)	1.90 月 (0.90 月)	
合 計		4.45 月 (2.35 月)	4.30 月 (2.25 月)	▲0.15 月 (▲0.1 月)

※括弧は、再任用職員

(2) 特定任期付職員の期末手当の支給率の引下げ

○ 令和4年度以降の期末手当の支給率

区 分	現 行	改 定	増 減
6 月期	1.675 月	1.625 月	▲0.05 月
12 月期	1.675 月	1.625 月	▲0.05 月
年間合計	3.35 月	3.25 月	▲0.1 月

(3) 特別職の期末手当の支給率の引下げ

○ 令和4年度以降の期末手当の支給率

区 分	現 行	改 定	増 減
6 月期	1.675 月	1.625 月	▲0.05 月
12 月期	1.675 月	1.625 月	▲0.05 月
年間合計	3.35 月	3.25 月	▲0.1 月

(4) 令和4年度の影響額

一 般 会 計	特 別 会 計	企 業 会 計	合 計
約▲1億3,900万円	約▲630万円	約▲9,200万円	約▲2億3,730万円

2 その他

職務の困難の度合いや勤務条件等が同じ職務の級に属する他の職に比べて著しく特殊な一般職に対し、給料月額が適当でないと認めるときは、その特殊性に基づき、給料月額の100分の25の範囲内で調整額を支給できることとするもの

3 実施時期

令和4年4月1日（ただし、2については、同年2月1日から適用）

議案第27号

豊橋市市費負担教員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

(学校教育課)

豊橋市教育委員会の市費負担教員の給与の適正化を図るため、現行条例の一部を改正するもの

○ 給料表の見直し

県費負担教職員の給与との均衡を保つため、市費負担教員の給料表の見直しを行う。

(令和4年4月1日から施行)

議案第28号

豊橋市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

(人事課)

市職員の特殊勤務手当の適正化を図るため、現行条例の一部を改正するもの

1 用地交渉手当の支給額等の見直し

改正後		改正前	
勤務内容	手当の額	勤務内容	手当の額
公共用地の取得等に 係る交渉業務	深夜(22時から5時までの間)に業務を行う場合 日額1,500円	正規の勤務時間以外の時間において行う公共用地の取得等に 係る交渉業務	日額650円
	上記以外の時間に業務を行う場合 日額1,000円		

2 危険手当の支給額の見直し

改正後	改正前
月額7,000円以内、日額1,620円以内 又は1件300円以内	月額6,000円以内、日額600円以内 又は1件300円以内

(令和4年4月1日から施行)

議案第29号 豊橋市長の調査等の対象となる法人を定める条例の一部を改正する
条例

(行政課・「スポーツのまち」づくり課)

地方自治法施行令の規定により条例で定める市長の調査等の対象となる法人について、
名称が変更されたことに伴い、現行条例の一部を改正するもの

○ 法人の名称の変更

改正後	改正前
公益財団法人豊橋市スポーツ協会	公益財団法人豊橋市体育協会

(令和4年4月1日から施行)

議案第30号 豊橋市高齢者福祉・医療振興基金条例

(長寿介護課)

寄附金を原資として高齢者の福祉の増進及び保健医療の向上を図る基金を設置するた
め、地方自治法第241条の規定に基づき新たに条例を制定するもの

(公布の日から施行)

(建築指導課・財政課)

住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和3年法律第48号。令和3年5月28日公布）の施行による長期優良住宅の普及の促進に関する法律及び住宅の品質確保の促進等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正をするため、現行条例の一部を改正するもの

1 認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の容積率の特例許可申請手数料の新設

長期優良住宅の認定を受けた住宅で、一定規模以上の敷地面積を有し、市街地の環境の整備改善に資するものについて、法で規定する容積率を超えて建築することを許可する場合の手数料を新設する。

手数料名	単位	金額（円）
認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の容積率の特例許可申請手数料	1件	160,000

2 その他規定の整備

長期優良住宅建築等計画認定及び変更認定申請における手続の合理化等により手数料の区分を削除する等の規定の整備をする。

（公布の日から施行）

(国保年金課)

国民健康保険財政の健全な運営及び国民健康保険税の負担の適正化を図るため、及び全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和3年法律第66号。令和3年6月11日公布）等の施行による地方税法施行令の一部改正に伴い、未就学児に係る被保険者均等割額を減額するため、現行条例の一部を改正するもの

1 税率の改定

区 分		税 率	
		改 正 後	改 正 前
基礎課税額	所得割額	基礎控除後の総所得金額等の 100分の6.60	基礎控除後の総所得金額等の 100分の6.48
	被保険者均等割額	被保険者1人について 19,500円	被保険者1人について 18,800円
	世帯別平等割額 ()内上段は、特定世帯 下段は、特定継続世帯	1世帯について 25,500円 (12,750円) (19,125円)	1世帯について 28,200円 (14,100円) (21,150円)
後期高齢者支援金等課税額	所得割額	基礎控除後の総所得金額等の 100分の2.46	基礎控除後の総所得金額等の 100分の2.44
	被保険者均等割額	被保険者1人について 6,900円	被保険者1人について 6,800円
	世帯別平等割額 ()内上段は、特定世帯 下段は、特定継続世帯	1世帯について 9,300円 (4,650円) (6,975円)	1世帯について 10,100円 (5,050円) (7,575円)
介護納付金課税額	所得割額	基礎控除後の総所得金額等の 100分の2.49	基礎控除後の総所得金額等の 100分の2.14
	被保険者均等割額	被保険者1人について 8,700円	被保険者1人について 7,900円
	世帯別平等割額	1世帯について 8,300円	1世帯について 8,400円

※ 特定同一世帯所属者（国民健康保険から後期高齢者医療保険に移行後、継続して同じ世帯に属する者）が属する世帯で国民健康保険の加入者が1人のみである世帯のうち、1年目から5年間を特定世帯といい、基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額の2分の1が減額され、6年目から3年間を特定継続世帯といい、基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額の4分の1が減額される。

2 低所得世帯に係る国民健康保険税の軽減金額の改定

軽減割合		軽減金額					
		基礎課税額		後期高齢者 支援金等課税額		介護納付金課税額	
		被保険者 均等割額 被保険者 1人につ いて	世帯別平等 割額 1世帯につ いて ()内上段は 特定世帯、 下段は特定 継続世帯	被保険者 均等割額 被保険者 1人につ いて	世帯別平等 割額 1世帯につ いて ()内上段は 特定世帯、 下段は特定 継続世帯	被保険者 均等割額 被保険者 1人につ いて	世帯別平 等割額 1世帯に ついて
7割	改正後	13,650円	17,850円 (8,925円) (13,388円)	4,830円	6,510円 (3,255円) (4,883円)	6,090円	5,810円
	改正前	13,160円	19,740円 (9,870円) (14,805円)	4,760円	7,070円 (3,535円) (5,303円)	5,530円	5,880円
5割	改正後	9,750円	12,750円 (6,375円) (9,563円)	3,450円	4,650円 (2,325円) (3,488円)	4,350円	4,150円
	改正前	9,400円	14,100円 (7,050円) (10,575円)	3,400円	5,050円 (2,525円) (3,788円)	3,950円	4,200円
2割	改正後	3,900円	5,100円 (2,550円) (3,825円)	1,380円	1,860円 (930円) (1,395円)	1,740円	1,660円
	改正前	3,760円	5,640円 (2,820円) (4,230円)	1,360円	2,020円 (1,010円) (1,515円)	1,580円	1,680円

3 未就学児に係る被保険者均等割額の減額制度の創設

保険税の納税義務者の属する世帯内に、未就学児（6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者）がある場合における当該納税義務者に対して課する未就学児に係る被保険者均等割額（低所得者世帯に係る保険税の減額賦課の基準に従い、当該被保険者均等割額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該被保険者均等割額から10分の5を乗じた額を減額した額とする。

4 適用時期

令和4年度分の国民健康保険税から適用

(商工業振興課)

本市産業の成長を支える人材を育成することにより、もって地域経済の発展に寄与するため、とよはし産業人材育成センターを設置するのに伴い、その名称、使用の手続等について条例でこれを規定するもの

- 1 名 称 とよはし産業人材育成センター
- 2 位 置 豊橋市神野新田町字シノ割1番地3
- 3 使 用 料

区分		時間	午前	午後	全日	
			午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午前9時から 午後5時まで	
研修棟	会議室A		円 2,200	円 2,200	円 4,400	
	会議室B		2,000	2,000	4,000	
	視聴覚室		3,300	3,300	6,600	
	教室A		2,800	2,800	5,600	
	教室B		2,400	2,400	4,800	
	教室C		2,000	2,000	4,000	
	教室D		2,000	2,000	4,000	
	教室E		2,000	2,000	4,000	
	コンピュータ室		3,500	3,500	7,000	
	展示スペース		3,600	3,600	7,200	
	講堂(体育館)		9,100	9,100	18,200	
実習棟	教室1		7,400	7,400	14,800	
	教室2		3,600	3,600	7,200	
	教室3		4,200	4,200	8,400	
	クレーン 実習室	全面使用		5,000	5,000	10,000
		片面使用		2,500	2,500	5,000
フォークリフト教習コース			5,000	5,000	10,000	
自動車教習コース			15,200	15,200	30,400	

(令和4年4月1日から施行)

議案第34号

豊橋市漁港管理条例の一部を改正する条例

(農業支援課)

漁港施設用地に係る占用料の額の適正化を図るため、現行条例の一部を改正するもの

○ 占用料の変更

区分		単位	占用料 (単位円)		
			改正後	改正前	
柱類を設置する場合	電柱	第1種電柱	1本1年につき	890	990
		第2種電柱	1本1年につき	1,400	1,500
		第3種電柱	1本1年につき	1,800	2,100
	その他の柱類		1本1年につき	79	89

(令和4年4月1日から施行)

議案第35号

豊橋市道路占用料条例の一部を改正する条例

(土木管理課)

道路法施行令の一部改正(令和元年政令第112号。令和元年9月27日公布)に伴い、道路占用料の額の適正化を図るため、現行条例の一部を改正するもの

○ 占用料の変更

占用物件の種類	区分	単位	占用料 (単位円)	
			改正後	改正前
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本1年につき	950	1,100
	第2種電柱	1本1年につき	1,500	1,600
	第3種電柱	1本1年につき	2,000	2,200
	第1種電話柱	1本1年につき	850	940
	第2種電話柱	1本1年につき	1,400	1,500
	第3種電話柱	1本1年につき	1,900	2,100
	その他の柱類	1本1年につき	85	94
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個1年につき	1,700	1,900
	郵便差出箱及び信書便差出箱	1個1年につき	720	790
	広告塔	表示面積1平方メートル1年につき	2,400	2,300
	地下に設ける電線その他の線類	長さ1メートル1年につき	5	6
	路上に設ける変圧器	1個1年につき	830	920
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートル1年につき	510	570
	その他のもの	占用面積1平方メートル1年につき	1,700	1,900

法第32条 第1項第2 号に掲げる 物件	外径が0.07メートル未満のもの		長さ1メートル1年につき	36	40
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		長さ1メートル1年につき	51	57
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		長さ1メートル1年につき	77	85
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		長さ1メートル1年につき	100	110
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		長さ1メートル1年につき	150	170
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		長さ1メートル1年につき	200	230
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		長さ1メートル1年につき	360	400
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		長さ1メートル1年につき	510	570
	外径が1メートル以上のもの		長さ1メートル1年につき	1,000	1,100
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			占用面積1平方メートル1年につき	1,700	1,900
法第32条 第1項第5 号に掲げる 施設	上空に設ける通路		占用面積1平方メートル1年につき	1,200	1,100
	地下に設ける通路		占用面積1平方メートル1年につき	710	680
	その他のもの		占用面積1平方メートル1年につき	1,700	1,900
法第32条 第1項第6 号に掲げる 施設	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートル1日につき	24	23
	その他のもの		占用面積1平方メートル1月につき	240	230
令第7条第 1号に掲げ る物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートル1月につき	240	230
		その他のもの	表示面積1平方メートル1年につき	2,400	2,300
	標識		1本1年につき	1,400	1,500
	旗ざお	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの	1本1日につき	24	23
		その他のもの	1本1月につき	240	230
	幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートル1日につき	24	23
		その他のもの	その面積1平方メートル1月につき	240	230
	アーチ	車道を横断するもの	1基1月につき	2,400	2,300
		その他のもの	1基1月につき	1,200	1,100
令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1平方メートル1年につき	1,700	1,900
令第7条第3号に掲げる施設			占用面積1平方メートル1年につき	Aに0.033を乗じて得た額	Aに0.034を乗じて得た額
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占用面積1平方メートル1月につき	240	230
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			占用面積1平方メートル1月につき	170	190

令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占用面積1平方メートル1年につき	Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.015を乗じて得た額
	上空に設けるもの	占用面積1平方メートル1年につき	Aに0.023を乗じて得た額	Aに0.024を乗じて得た額
	その他のもの	占用面積1平方メートル1年につき	Aに0.033を乗じて得た額	Aに0.034を乗じて得た額
令第7条第12号に掲げる器具		占用面積1平方メートル1年につき	Aに0.033を乗じて得た額	Aに0.034を乗じて得た額

※Aは、近傍類似の土地の時価を表すもの

(令和4年4月1日から施行)

議案第36号 豊橋市海岸占用料等徴収条例の一部を改正する条例

(農地整備課)

海岸占用料の額の適正化を図るため、現行条例の一部を改正するもの

○ 占用料の変更

占用の種類	区分	単位	占用料(単位円)		
			改正後	改正前	
柱類を設置する場合	電柱	第1種電柱	1本1年につき	950	1,100
		第2種電柱	1本1年につき	1,500	1,600
		第3種電柱	1本1年につき	2,000	2,200
	その他の柱類	1本1年につき	85	94	

(令和4年4月1日から施行)

議案第37号

豊橋市営住宅条例の一部を改正する条例

(住宅課)

配偶者からの暴力を受けた被害者の居住の安定を図るため入居資格を緩和するほか、規定の整備をするため、現行条例の一部を改正するもの

- 婦人相談所等による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」が発行され、又は配偶者暴力対応機関若しくは民間支援団体において所定の様式によりDV被害が確認されている者について、単身での入居を可能とする。

(公布の日から施行)

議案第38号

豊橋市地域防災計画に定める大規模な工場その他の施設の用途及び規模を定める条例

(防災危機管理課)

浸水想定区域内における民間事業者の水防力の強化を図るため、水防法の規定に基づき、新たに条例を制定するもの

1 趣旨

水防法の規定に基づき、条例で対象となる施設の用途及び規模を定め、浸水想定区域内にある当該施設の所有者又は管理者からの申出があった場合に、豊橋市地域防災計画に当該施設の名称及び所在地を定めることで、浸水防止を図るための計画策定、訓練及び自衛水防組織の設置の努力義務を課す。

2 条例で定める施設の用途及び規模

工場、作業場又は倉庫のうち、延べ面積が10,000㎡以上であるもの

(公布の日から施行)

(消防本部総務課)

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 40 号。令和 2 年 6 月 5 日公布）の施行による消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の一部改正に伴い、非常勤消防団員の損害補償を受ける権利に係る例外規定を削除するため、現行条例の一部を改正するもの

- 株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫が行う非常勤消防団員の傷病補償年金等を受ける権利を担保にした恩給等担保貸付事業が廃止されることに伴い、当該権利を例外的に担保に供することができる等の規定を削除する。

(令和 4 年 4 月 1 日から施行)

〔 単 行 案 〕

議案第 4 0 号

市道の路線廃止について

(大岩町・飯村町 1 号線以下 3 8 路線)

(土木管理課)

議案第 4 1 号

市道の路線認定について

(高田町・天伯町 3 1 号線以下 4 9 路線)

(土木管理課)

議案第42号

物品購入契約締結について

(契約検査課・商工業振興課)

- | | | |
|---|-------|-----------------------|
| 1 | 物 品 名 | エンジン式フォークリフト（教習車仕様） |
| 2 | 数 量 | 4台 |
| 3 | 落札年月日 | 令和4年1月24日 |
| 4 | 契約価格 | 35,200,000円 |
| 5 | 購 入 先 | トヨタL&F中部（株）ソリューション営業部 |
| 6 | 契約方法 | 一般競争入札（応札1社） |

議案第43号

包括外部監査契約の締結について

(行政課)

地方自治法第252条の36第1項の規定により、議会の議決を求めるもの

- | | | |
|---|--------|-------------------------|
| 1 | 契約の目的 | 当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告 |
| 2 | 契約の始期 | 令和4年4月1日 |
| 3 | 契約の金額 | 11,000,000円を上限とする額 |
| 4 | 契約の相手方 | 氏名 世 羅 徹（資格 公認会計士） |

議案第44号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

(行政課)

固定資産評価審査委員会委員のうち1人が任期満了となるため、後任委員の選任について、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるもの

参 考 定数 6人以内

任期 3年

任期満了となる委員

氏 名	年 齢	任期満了日	備 考
佐 藤 直 子	61歳	令和4年3月28日	現在2期目

議案第45号 教育委員会教育長の任命について

(教育政策課)

教育長山西正泰が令和4年3月31日で任期満了となるため、後任者の任命について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるもの

[報 告]

報告第4号 専決処分の報告について

(契約検査課・消防本部総務課・教育政策課)

地方自治法第180条第1項の規定に基づく議会の議決により、市長の専決処分事項となっている変更契約の締結について、同条第2項の規定により報告するもの

- 1 (1) 専決年月日 令和4年1月28日
(2) 変更する議決 令和2年第92号議決
工事請負契約締結について(南消防署大規模改造工事)
(3) 変更内容

契約価格	変更前	209,000,000円
	変更後	212,789,500円
	差引き	3,789,500円

・スロープの形状の変更及び手すりを追加する変更等のため

- 2 (1) 専決年月日 令和4年2月2日
(2) 変更する議決 令和3年第86号議決
工事請負契約締結について(本郷中学校南校舎大規模改造工事)
(3) 変更内容

契約価格	変更前	258,500,000円
	変更後	259,481,200円
	差引き	981,200円

・外壁改修の施工数量の変更等のため